

常総市空き家等管理事業者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が空き家等管理業務（以下「サービス」という。）を行う事業者（以下「事業者」という。）を募集・登録し、空き家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に情報提供をすることで、所有者等による空き家等の適切な管理を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）において使用する用語の例による。

(登録をすることができる事業者)

第3条 登録をすることができる事業者は、次のいずれにも該当する法人又は団体とする。

- (1) 市内に本店、支店、営業所又は事業所を有していること。
- (2) 法令、条例等の規定により許可、認可、届出等（以下「許可等」という。）を必要とするサービスにあつては、当該許可等があること。
- (3) 常総市暴力団排除条例（平成24年常総市条例第4号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(サービスの種類)

第4条 サービスの種類は次に掲げるものとする。なお、登録に当たっては第1号から第7号に掲げるもののうち、1以上のサービスを行うものとする。

- (1) 空き家等の外観確認（郵便物、植木等）
- (2) 空き家等の換気及び通水
- (3) 空き家等の敷地内・家屋の清掃
- (4) 空き家等の敷地内の除草又は樹木の剪定（処分含）
- (5) 空き家等の敷地内の樹木の伐採（処分含）
- (6) 空き家等の敷地内の蜂の巣駆除
- (7) その他空き家等の適切な管理に関するサービス（家財の処分、解体等）

(登録の申込)

第5条 登録を受けようとする事業者は、常総市空き家等管理事業者登録申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 許可等を必要とするサービスにあつては、当該許可等があることを証する書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（登録の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申込書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、登録の決定をしたときは、常総市空き家等管理事業者登録名簿に登録するとともに、登録した内容について公表するものとする。

（登録内容の変更）

第7条 登録の決定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、前条の規定により登録された内容に変更が生じたときは、速やかに常総市空き家等管理事業者登録事項変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、変更した内容について公表するものとする。

（登録の抹消）

第8条 登録事業者は、登録の抹消をしようとするときは、常総市空き家等管理事業者登録抹消届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、その登録を抹消するものとする。

3 第1項に規定する場合のほか、市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができる。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 所有者等に虚偽又は悪質な勧誘を行ったとき。

(3) 強引な手法や事実誤認を与える営業活動や表示を行ったとき。

(4) 「不要な業務の強要」等により、所有者等及び市に損害を与えたとき。

(5) 登録内容に虚偽があつたとき。

(6) 誓約事項に違反したとき。

(7) 営業の実態が不明確となったとき。

(8) その他市長が適当でないと認めたとき。

4 市長は、前2項の規定により登録を抹消したときは、常総市空き家等管理事業者登録名簿から抹消するものとする。

(サービスの内容等に係る協議)

第9条 サービスの内容、料金その他必要な事項については、所有者等と登録事業者とが双方で協議し、決定するものとする。

2 市長は、前項の協議及び決定については、一切これに関与しない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。